

口座振替データ伝送システム賃貸借契約書（案）

以下の業務について、発注者 会津若松市 と、受注者 〃 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の各条項、約款及び仕様書によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 1 業務名 口座振替データ伝送システム賃貸借
- 2 利用場所 会津若松市会計課内及び市が指定する場所
- 3 契約期間 契約締結の日から令和11年12月31日まで
(ただし、データ伝送は令和7年7月口座振替分からとする。)
- 4 賃貸借期間 令和7年7月1日から令和11年12月31日まで
- 5 利用料
 - (1) 基本料金 1月当たり 円
 - (2) 従量料金 振替依頼データ1件当たり 円

(利用料の支払いは原則として1月単位とし、(1)に当該月数を乗じて得た額と(2)に当該月分の依頼データ件数を乗じて得た額との合計額に対して、100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた額）とする。なお、利用料は、令和7年7月分のデータ伝送分から発生するものとする。)
- 6 契約保証金 円
- 7 契約の方法等 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

住 所 福島県会津若松市東栄町3番46号
発注者 会津若松市
代表者 会津若松市長 室 井 照 平

住 所
受注者
代表者

標準賃貸借契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、入札（見積）説明書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）中、この賃貸借の目的物（以下「物件」という。）を発注者に貸与し、発注者は、その賃借料を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、物件を賃貸借するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に関する訴訟の提起又は調停の

申立てについては、発注者の所在地の事務所を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 発注者は、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は物件を転貸してはならない。ただし、あらかじめ、受注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第3条 受注者は、この契約の履行の全部又は主たる部分を一括して、又は仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（善良な管理者としての義務）

第4条 物件及びそれに付属する消耗品の所有権は、受注者に帰属する。発注者は、物件を善良な管理者の注意義務をもって保管又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用し、又は発注者の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。

（条件変更等）

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、次

の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (2) 仕様書の表示が明確でないとき。
- (3) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

- (4) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は必要があると認めるときは、賃貸借期間又は賃借料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第6条 発注者は、前条第4項の規定による

ほか、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは賃貸借期間又は賃借料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（物件の納入等）

第7条 受注者は、発注者が指定する場所へ仕様書等に定める賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）までに受注者の負担で物件を納入し、使用可能な状態に調整したうえ、使用開始日から発注者の使用に供さなければならない。

2 発注者は、前項の物件の納入に際し、必要があると認めるときは、発注者の職員をして立ち会い、指示その他の方法により受注者の履行状況を監督させることができる。

3 受注者は、使用開始日までに物件の納入を完了することができない事由が発生したときは、直ちにその理由、引渡し完了予定日時その他発注者が必要と認める事項を明記し、発注者に届け出なければならない。

4 受注者は、前項の届出をしたときは、発注者に対して使用開始日に延期を申し出ることができる。この場合において、その事由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は相当と認める日数の延期を認めることができる。

（契約不適合責任）

第8条 発注者は、納入された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該契約不適合の修補又は代替品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は当該履行の追完を請求するこ

とができない。

2 前項の場合において受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに賃借料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行内容又はその履行による成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(物件の現状変更)

第9条 発注者は、物件の保管場所の変更又は他の機械器具の取り付け等の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ受注者の承諾を得なければならない。

(一般的損害)

第10条 賃貸借期間中に生じた物件の損害(次条に規定する損害を除く。)については、発注者がその責めを負うものとする。ただし、通常損耗及び減耗によるとき、又は受注者が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りでない。

(不可抗力の損害による契約の終了)

第11条 物件が、天災その他の不可抗力により重大な損害を受け、使用不能になった場合において、代替品の提供が不可能であるときは、この契約は終了したものとみなす。
(賃借料の支払)

第12条 受注者は、仕様書等又は支払内訳書の定めるところにより、物件を発注者が使用した月(以下「当該月」という。)の翌月以降、毎月1回賃借料(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。)を発注者に対して請求することができる。ただし、仕様書等において請求時期を別に定めたときはこの限りでない。

2 前項の賃借料の計算は、月の初日から末日までを1月分(月額)として計算するものとする。この場合において、当該月の使用が1月に満たなくなるとき(発注者の責めに帰すべき事由による場合を除く。)は、当該月の日数に応じた日割り計算によるものとする。

3 発注者は、第1項の規定により請求を受けたときは、履行状況を確認のうえ、適法な請求を受けた日から30日以内に、賃借料を受注者に支払わなければならない。

(物件の返還)

第13条 発注者は、この契約が終了したときは、通常損耗を除き、物件を原状に回復して返還するものとする。ただし、受注者が認めたときは、発注者は、現状のままで返還できるものとする。

2 受注者は、この契約を終了したときは、速やかにこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

(賃貸借期間満了後の賃貸等)

第14条 発注者は、契約書記載の賃貸借期間満了までに、受注者に対し物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は、契約の履行が完了するまでの間は、次条又は第18条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 使用開始日までに物件の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、発注者の検収の実施に当たり指示に従わないとき又は職務の執行を妨げたとき。
- (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反して賃借料に係る債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履

行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (4) 物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条及び第29条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条及び第29条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるものに賃借料に係る債権を譲渡したとき。
- (7) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (8) 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 第25条第1項各号に該当したとき。
- (10) 会津若松警察署長からの通知又は回答により受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的

に關与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは關与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき關係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条各号又は前条第1号から第6号までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして輕微であるときは、この限りで

ない。

(受注者の催告によらない解除権)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定による仕様書等の変更に伴う賃借料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者の責めに帰すべき事由により物件が滅失又は毀損し、使用不能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条又は前条第1号若しくは第2号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(合意解除)

第22条 発注者は、必要と認めるときは、第15条から前条までの規定にかかわらず、受注者と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除の効果)

第23条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に契約の履行を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検収の上、当該検収に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する賃借料を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分に相応する賃借料の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内

に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の損害賠償請求等)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 使用開始日までに物件を納入することができないとき。
- (2) 第16条又は第17条の規定により、履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、前項の損害賠償に代えて、賃借料の総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条又は第17条の規定により履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 履行の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第22号）の規定により選任され

た再生債務者等

4 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

5 第1項各号又は第2項各号に定める場合（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

6 第1項第1号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって使用開始日後相当の期間内に物件を納入する見込みがあるときは、発注者は受注者から遅延損害金を徴収して使用開始日を延期することができる。

7 前項の遅延損害金の額は、賃借料の総額につき、使用開始日の翌日から納入した日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額（計算した額が100円未満であるときはその全部を、100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てる。）とする。

(談合等不正行為に対する賠償の予約)

第25条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による賃借料の総額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事

業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき（確定した当該命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑

法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者が受注者に対してその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第12条第3項の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額（計算した額が100円未満であるときはその全部を、100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第27条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支

払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から賃借料支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）と、発注者の支払うべき賃借料の額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の延滞金を徴収する。

（相殺）

第28条 発注者は、この契約において、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する賃借料に係る請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは追徴することができる

（暴力団等からの介入の排除等）

第29条 受注者は、暴力団、暴力団員又は社会的非難関係者から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに不当要求の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 発注者は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、受注者が第17条第1項第10号に該当するか否かについて、照会できるものとする。
- 3 受注者は、前項の規定により、発注者が警察署へ照会を行うことについて承諾する。

（契約外の事項）

第30条 この約款に定めのない事項については、会津若松市財務規則の定めるところに

よるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

個人情報の保護に係る約款

(総則)

第1条 会津若松市（以下「発注者」という。）及び発注者が委託する業務（以下「委託業務」という。）の受託者（以下「受注者」という。）は、この約款に基づき、委託業務に係る個人情報の保護に関し、本約款の各条項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護の規定の遵守)

第2条 受注者は、個人情報の保護に関しては、法令、条例その他個人情報の保護に関する規程に定められた規定を遵守するものとし、特に、個人番号を含む個人情報を取り扱う場合においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により発注者に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で発注者に提出するものとする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、前条第1項ただし書の規定により発注者が承認した場合を除き、委託業務に係る個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。当該委託業務が終了した後も、また、同様とする。

2 前条第1項ただし書の規定により発注者が承認した再委託先の秘密の保持については、本約款の規定に準じ、受注者と再委託先との間で契約等を締結するものとし、受注者が全責任を負って必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第5条 受注者は、委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を他の用途に使用してはならない。当該委託業務の終了後も、また、同様とする。

2 受注者は、第3条第1項ただし書の規定により発注者が承認した場合を除き、委託業務の履行により知り得た個人情報の内容を第三者に提供してはならない。当該委託業務が終了した後も、また、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、委託業務を処理するため発注者から引き渡された原票、資料、貸与品等（以下「原票等」という。）を発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第7条 受注者は、発注者から提供された原票等のうち個人情報に係るもの及び受注者が業務委託の処理のために作成した当該原票等を記録した磁気媒体等（以下「個人情報記録媒体等」という。）については、発注者の庁舎外又は委託業務を処理する場所として発注者が指定した場所以外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(個人情報の管理)

第8条 受注者は、発注者から提供された個人情報記録媒体等については、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退管理の可能な保管室に格納する等適正に保管しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により個人情報記録媒体等を管理する場合は、管理責任者を定めるとともに台帳等を設け個人情報の管理状況を記録するものとする。

3 受注者は、発注者から要求があった場合には、前項の管理記録を発注者に提出しなければならない。

(業務完了後の措置)

第9条 受注者は、委託業務の完了後、当該委託業務の処理について、発注者から提供された個人情報記録媒体等を、発注者の定めるところにより、発注者に返却し、又は破棄若しくは削除しなければならない。

2 受注者は、個人情報記録媒体等を破棄する場合は、物理的な破壊その他委託業務に係る個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報記録媒体等の破棄又は削除に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、個人情報記録媒体等の破棄又は削除を行った後、破棄又は削除を行った日

時、担当者名及び破棄又は削除の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(発注者の検査等)

第10条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者の作業現場の実地調査を含めた受注者の作業に対する検査及び作業の実施に係る指示を行い、並びに個人情報の管理について報告を求めることができる。

2 受注者は、前項の規定により発注者から作業内容の検査の要求及び作業の実施に係る指示並びに個人情報の管理についての報告の要求があった場合は、これを拒むことができない。

(事故発生時の措置)

第11条 受注者は、委託業務に係る個人情報について、漏えい、滅失、き損その他の事故が発生した場合は、直ちに、発注者に連絡し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、委託業務の処理に関して、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

(約款外の事項)

第13条 この約款に定めのない事項及びこの約款に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。